

#### (4)交付対象となる事業

ソフト	①公益性を有する非営利法人化支援事業	非営利の法人化に係る経費を支援
	②公益性を有する非営利法人の育成支援事業	法人化後の活動経費を支援
	③地域づくり、ボランティア団体等の育成事業	組織強化のための研修会等
	④地域振興のためのイベント事業	実行委員会等による事業
	⑤地域文化の継承・活用のための事業	ワークショップや記録誌制作等の事業
	⑥地域資源を活用した事業	地域の魅力を伝える交流事業等
	⑦地域づくり活動に必要な備品整備事業	自主防災組織等の備品整備
ハード	①地域防災・防犯活動等に資する施設整備事業	防災倉庫等の施設整備
	②地域の会館改修等整備事業	屋根の塗装やトイレの水洗化等
	③伝統文化の継承、歴史的施設の保全・活用に資する施設整備事業	歴史的建物を保全しながらリニューアルし、賑わい創出の拠点とする事業等
	④観光振興に資する施設整備事業	観光看板等の施設整備
	⑤選考委員会において助成対象と認める事業	プレゼンテーションを経て採否を判断

## 2. コミュニティ復興支援事業 ※令和3年度でコミュニティ復興支援事業は終了となります

### (1)事業の主旨等

まちづくり事業支援交付金の『復興事業版』として平成31年度に新設。復興の加速化を目指します。平成30年胆振東部地震からの早期復興を図るため、自治会・町内会やボランティア団体等が復興に向けて実施する持続的な発展を見据えた地域コミュニティづくりに対して支援し、一日も早い地域コミュニティの再生を図り、震災前より魅力的な地域づくりを目指します。

### (2)交付の対象者

- ①10名以上の町民で構成されたコミュニティ団体及びボランティア団体（自治会・町内会・農事組合、NPO団体、各種ボランティア団体など）
- ②町内に住所を有する非営利法人（NPO法人、公益性を有する一般社団法人など）
- ③その他町長が必要と認めた公共的団体（社会福祉協議会、商工会など）

### (3)交付率、交付金額等

区 分	交 付 率	交付上限額
ソフト事業	対象経費の9/10以内	100万円(下限5万円)
ハード事業		900万円(下限50万円)

### (4)交付対象となる事業

ソフト	①地域再生計画の作成	専門家による講演会の開催や計画印刷費など
	②地域の元気づくりイベントの実施	被災地域の活性化イベントの開催など
	③子どもの学びの場づくり	子どもの学習活動の場所確保など
	④ふれあいの居場所づくり	各種サロン(カフェ、健康予防等)の開催など
	⑤地域外等との交流づくり	地域外の人々を地域に招待しての相互交流など
	⑥空き地等を活用した菜園・花壇づくり	作業道具や材料の購入、震災ゴミの処分費など
ハード	①地域コミュニティ施設等の再建	地域行事等で長年利用していた施設の再建など
	②空き家等を活用した交流拠点づくり	空き家リフォーム費や必要な備品の購入など
	③地域コミュニティ施設の備品整備	地域施設の防災等に必要な備品購入など

問合せ 地域推進課地域推進グループ（総合支所） ☎ 7083